

掛川市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定により、御前崎市と掛川市との間の急患診療事務の委託に関する規約を次のように定めたので、法第252条の14第3項の規定において準用する法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成27年3月31日

掛川市長 松井三郎

御前崎市と掛川市との間の急患診療事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 御前崎市は、小笠掛川急患診療所の管理及び運営に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を掛川市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、掛川市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御前崎市の負担とし、同市は、あらかじめ、これを掛川市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、掛川市長が御前崎市長と協議して定める。この場合において、掛川市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を御前崎市長に送付しなければならない。

第4条 掛川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、掛川市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料又は手数料の収入は、全て掛川市の収入とする。

第6条 掛川市長は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するもの

とする。この場合において、掛川市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに御前崎市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第7条 掛川市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を御前崎市長に通知するものとする。

2 委託事務の全部又は一部を廃止するときは、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、掛川市長がこれを決算する。この場合において、掛川市長は、決算に伴って生ずる剰余金を速やかに御前崎市長に還付しなければならない。

(連絡会議)

第8条 掛川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、御前崎市長と年2回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、御前崎市長の申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される掛川市の条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、掛川市長は、あらかじめ、御前崎市長に通知しなければならない。

2 前項に規定する条例等の全部又は一部を改正したときは、掛川市長は、直ちに当該条例等を御前崎市長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、御前崎市長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、御前崎市長と掛川市長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 御前崎市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する掛川市の条例等が御前崎市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。